

耐震化の加速に関する大臣の書簡について

1. 趣旨

本日、公表した「公立学校施設の耐震改修状況調査」では、耐震性が確保されていない公立小中学校施設が約1万3千棟、公立幼稚園施設が約1千棟存在しており、また、耐震化の進捗が遅れている地方公共団体が一部見受けられることが明らかとなったところである。このことを受け、公立学校施設の耐震化について、今後、より一層積極的な取組が必要と考えられる地方公共団体に対し、文部科学大臣から耐震化の加速について、要請を行うものである。

2. 要請の内容及び送付先

※ 以下の資料参照

(1) 文部科学大臣からの書簡(平成25年8月7日 関係市町村長あて)

(参考) 公立学校施設の耐震化の加速に関する書簡を発出する地方公共団体一覧

(2) 公立学校施設の耐震化の加速について(通知)

(平成25年8月7日 関係市町村教育委員会教育長あて文教施設企画部長・初等中等教育局長通知)

(3) 公立学校施設の耐震化の推進について(通知)

(平成25年8月7日 各都道府県教育委員会施設主管課長あて施設助成課長・幼児教育課長通知)

殿

平素より、学校施設の整備を通じて学校教育の充実及び発展に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今更申し上げるまでもなく、学校は子供たちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。その子供たちの大切な命を守り、また、地域の避難場所としての役割も果たすためにも、学校施設の安全性を確保することは極めて重要です。

そのような中、本日公表した「公立学校施設の耐震改修状況調査」においては、未だに耐震性が確保されていない公立小中学校施設が全国で約 13,000 棟、公立幼稚園施設が約 1,000 棟存在していることが明らかになったところであり、今後、速やかな耐震化が必要と言えます。

文部科学大臣に就任後、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算において地方公共団体の公立学校施設の耐震化が計画どおりに実施できる必要な予算を確保いたしました。

また、本年 6 月に閣議決定された第二期の「教育振興基本計画」においては、公立学校施設の耐震化について「平成 27 年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指すとしている公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針を踏まえ、耐震化を着実に推進する」と示したところです。

貴市(町村)におかれましては、これまでも学校施設の耐震化に御理解いただいていたところではありますが、今回の調査結果によると、それでも全国に比して耐震化の進捗が遅れていることが明らかになりました。

文部科学省としては、今後も引き続き、地方公共団体の取組を支援していく所存でありますので、貴市(町村)におかれましても 2 年後の平成 27 年度までのできるだけ早期に公立学校施設の耐震化を完了することを目標として、一層積極的に取り組んでいただくよう、改めて強くお願いします。

平成 25 年 8 月 7 日

文部科学大臣

文部科学大臣から書簡を発出する地方公共団体一覧

130 設置者

都道府県番号	都道府県名	設置者名	公立小中学校による抽出理由等		公立幼稚園による抽出理由等	
			(A) 過去3年間の耐震化率の伸び率が全国平均未満で耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(B) 耐震性のない建物を100棟以上保有し、耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(A) 耐震化率が50%未満かつ耐震性のない建物を5棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)	(B) 耐震化率が全国平均未満かつ耐震性のない建物を10棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)
1	北海道	札幌市		○		
1	北海道	函館市	○			
1	北海道	旭川市	○			
1	北海道	北見市	○			
1	北海道	岩見沢市	○			
1	北海道	稚内市	○			
1	北海道	江別市	○			
1	北海道	紋別市	○			
1	北海道	士別市	○			
1	北海道	富良野市	○			
1	北海道	八雲町	○			
1	北海道	長万部町	○			
1	北海道	今金町	○			
1	北海道	せたな町	○			
1	北海道	羽幌町	○			
1	北海道	枝幸町	○			
1	北海道	利尻町	○			
1	北海道	利尻富士町	○			
1	北海道	興部町	○			
1	北海道	むかわ町	○			
1	北海道	上士幌町	○			
1	北海道	広尾町	○			
1	北海道	釧路町	○			
1	北海道	別海町	○			
2	青森県	黒石市	○			
2	青森県	十和田市	○			
2	青森県	今別町	○			
2	青森県	西日屋村	○			
2	青森県	藤崎町	○			
2	青森県	板柳町	○			
2	青森県	野辺地町	○			
2	青森県	七戸町	○			
2	青森県	東北町	○			
3	岩手県	奥州市	○			

文部科学大臣から書簡を発出する地方公共団体一覧

130 設置者

都道府県番号	都道府県名	設置者名	公立小中学校による抽出理由等		公立幼稚園による抽出理由等	
			(A) 過去3年間の耐震化率の伸び率が全国平均未満で耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(B) 耐震性のない建物を100棟以上保有し、耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(A) 耐震化率が50%未満かつ耐震性のない建物を5棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)	(B) 耐震化率が全国平均未満かつ耐震性のない建物を10棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)
3	岩手県	一戸町	○			
4	宮城県	石巻市	○			
6	山形県	鶴岡市	○			
6	山形県	高畠町	○			
6	山形県	小国町	○			
7	福島県	福島市	○			
7	福島県	会津若松市	○			
7	福島県	郡山市	○	○		
7	福島県	須賀川市	○			
7	福島県	本宮市	○			
7	福島県	鏡石町	○			
7	福島県	猪苗代町	○			
8	茨城県	日立市			○	○
8	茨城県	北茨城市	○			
8	茨城県	笠間市			○	
8	茨城県	ひたちなか市	○		○	
8	茨城県	常陸大宮市	○			
8	茨城県	坂東市	○			
8	茨城県	神栖市			○	
9	栃木県	那須町	○			
10	群馬県	前橋市	○			
10	群馬県	伊勢崎市			○	
10	群馬県	片品村	○			
12	千葉県	習志野市			○	
15	新潟県	新発田市	○			
15	新潟県	加茂市	○			
16	富山県	富山市	○			
16	富山県	黒部市	○			
17	石川県	金沢市	○			
20	長野県	飯山市	○			
21	岐阜県	郡上市	○			
24	三重県	名張市	○			
24	三重県	尾鷲市	○			
24	三重県	伊賀市	○			

文部科学大臣から書簡を発出する地方公共団体一覧

130 設置者

都道府県番号	都道府県名	設置者名	公立小中学校による抽出理由等		公立幼稚園による抽出理由等	
			(A) 過去3年間の耐震化率の伸び率が全国平均未満で耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(B) 耐震性のない建物を100棟以上保有し、耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(A) 耐震化率が50%未満かつ耐震性のない建物を5棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)	(B) 耐震化率が全国平均未満かつ耐震性のない建物を10棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)
26	京都府	南丹市	○			
27	大阪府	豊中市		○		
27	大阪府	高槻市			○	○
27	大阪府	貝塚市			○	
27	大阪府	八尾市			○	○
27	大阪府	寝屋川市			○	
27	大阪府	柏原市	○		○	
27	大阪府	藤井寺市			○	○
27	大阪府	東大阪市			○	○
27	大阪府	島本町	○			
28	兵庫県	尼崎市		○	○	○
28	兵庫県	赤穂市			○	
28	兵庫県	香美町	○			
29	奈良県	天理市	○			
29	奈良県	田原本町			○	
29	奈良県	下市町	○			
31	鳥取県	倉吉市	○			
32	島根県	出雲市	○			
32	島根県	益田市	○			
33	岡山県	岡山市	○	○		
33	岡山県	倉敷市			○	○
33	岡山県	津山市			○	
33	岡山県	総社市	○			
33	岡山県	真庭市	○			
34	広島県	呉市	○	○		
34	広島県	尾道市			○	
34	広島県	福山市	○	○	○	○
34	広島県	府中町	○			
34	広島県	安芸太田町	○			
35	山口県	下関市		○	○	○
35	山口県	萩市	○			
35	山口県	下松市	○			
35	山口県	上関町	○			
36	徳島県	鳴門市			○	○

文部科学大臣から書簡を発出する地方公共団体一覧

130 設置者

都道府県番号	都道府県名	設置者名	公立小中学校による抽出理由等		公立幼稚園による抽出理由等	
			(A) 過去3年間の耐震化率の伸び率が全国平均未満で耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(B) 耐震性のない建物を100棟以上保有し、耐震化率が全国平均未満の設置者(平成27年度までに耐震化完了見込みの設置者は除く)	(A) 耐震化率が50%未満かつ耐震性のない建物を5棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)	(B) 耐震化率が全国平均未満かつ耐震性のない建物を10棟以上保有(小中学校の耐震化率が全国平均を超えている設置者は除く)
37	香川県	土庄町	○			
38	愛媛県	松山市	○			
38	愛媛県	今治市	○			
38	愛媛県	宇和島市	○			
38	愛媛県	西条市	○			
38	愛媛県	大洲市	○			
39	高知県	高知市	○			
41	佐賀県	佐賀市	○			
41	佐賀県	伊万里市	○			
41	佐賀県	武雄市	○			
42	長崎県	長崎市		○		
42	長崎県	諫早市	○			
45	宮崎県	西都市	○			
45	宮崎県	高千穂町	○			
47	沖縄県	那覇市	○			○
47	沖縄県	宜野湾市	○			
47	沖縄県	浦添市	○			
47	沖縄県	名護市	○			
47	沖縄県	沖縄市	○			
47	沖縄県	うるま市	○		○	○
47	沖縄県	南城市	○			
47	沖縄県	国頭村	○			
47	沖縄県	本部町	○			
47	沖縄県	嘉手納町	○			
47	沖縄県	北谷町	○			
47	沖縄県	渡嘉敷村	○			
47	沖縄県	座間味村	○			
47	沖縄県	久米島町	○			

25文科施第198号
平成25年8月7日

札幌市外129教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
関 靖 直

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

公立学校施設の耐震化の加速について（通知）

このたび、文部科学省では、「公立学校施設の耐震改修状況調査」を公表しました。平成25年4月1日現在の耐震化率は、公立小中学校施設は88.9%、公立幼稚園施設は79.4%となり、また、公立小中学校の耐震化を完了した地方公共団体は全体の5割を超えました。一方、耐震化の進捗が大幅に遅れている地方公共団体が一部見受けられることが明らかになりました。

このことを受け、耐震化について、今後、より一層積極的な取組が必要と考えられる貴市（町村）を含めた地方公共団体に対し、文部科学大臣から別添のとおり要請しました。

今回、このような要請を行ったのは、公立学校施設は、幼児児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っており、その耐震化は早急に進められる必要がある中、平成27年度までに耐震化が完了しない可能性があるためです。

また、本年6月に閣議決定された第二期の「教育振興基本計画」においても、公立学校施設の耐震化については、「平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指すとしている公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針を踏まえ、耐震化を着実に推進する」と示したところです。

さらに、平成25年度予算においては、必要な予算を確保するとともに、地方財政措置が図られていることから、参考資料のとおり、地方公共団体の実質的な地方負担が大幅に軽減されています。

貴市（町村）教育委員会におかれましては、このような国の方針を御理解いただき、財政支援措置などを活用し、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了に向けて、取組を進めていただくようお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

《小・中》

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係

TEL：03-5253-4111（内線 2463）

FAX：03-6734-3743

《幼》

初等中等教育局幼児教育課振興係

TEL：03-5253-4111（内線 2374）

FAX：03-6734-3736

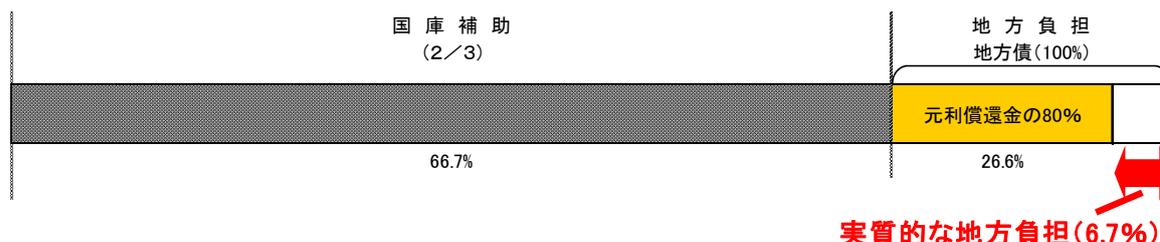
公立学校の耐震化事業に対する地方財政措置(平成25年度)

【小中学校】

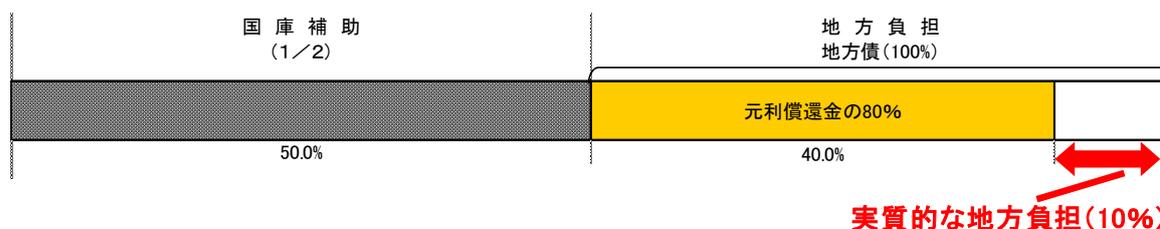
国庫補助
 地方交付税算定の際基準財政需要額に算入
 単独

《復興特別会計計上事業》※全国防災事業債を適用した場合

◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 2/3)



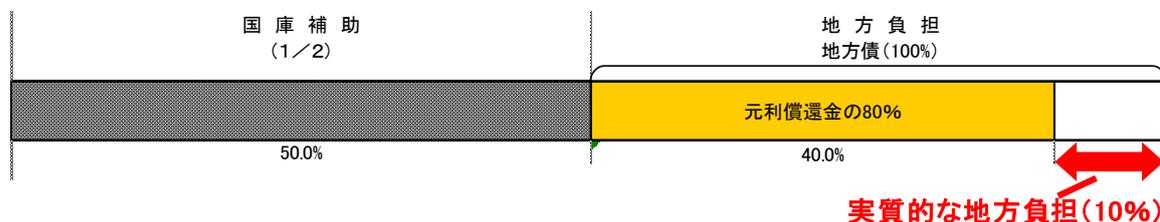
◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3以上のもの)】(交付金算定割合 1/2)



◆非構造部材の耐震化及び大規模改造(補強)(交付金算定割合 1/3)

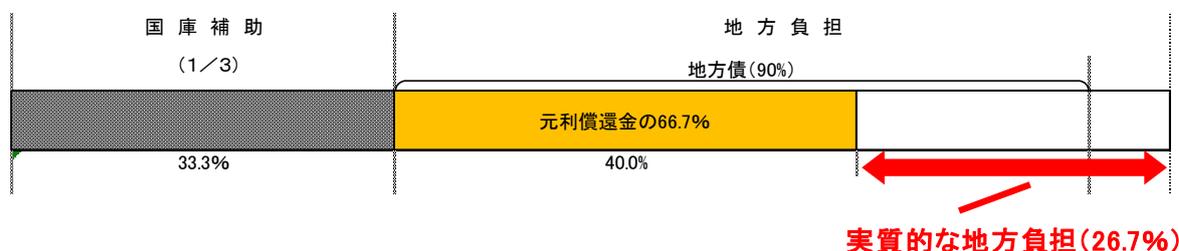


◆地震改築【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 1/2)



《一般会計計上事業》※学校教育施設等整備事業債を活用した場合

◆改築【地震特措法等による補助率の嵩上げ対象外事業】(交付金算定割合 1/3)

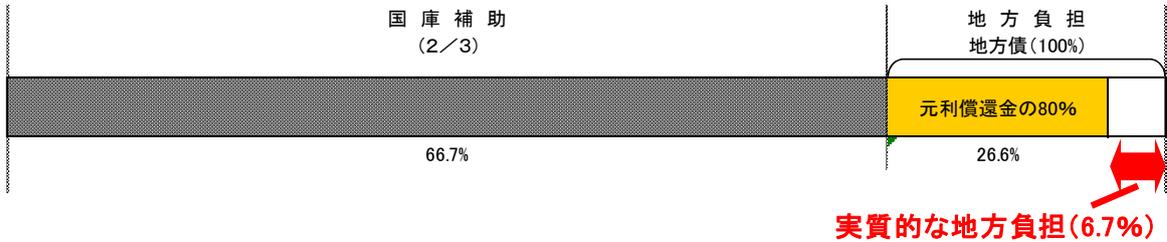


【幼稚園】

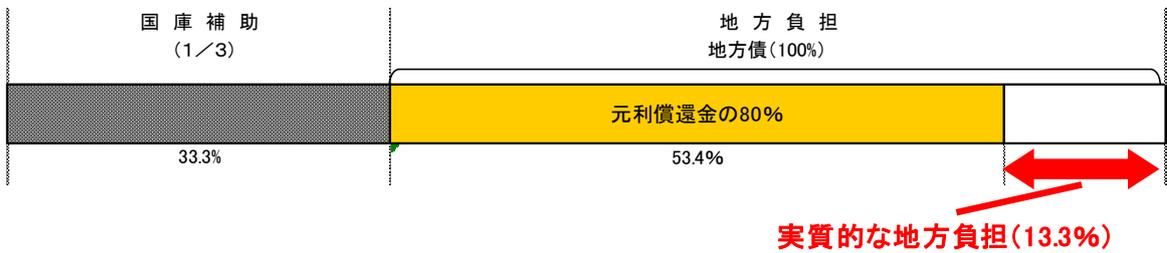
国庫補助
 地方交付税算定の際基準財政需要額に算入
 単独

《復興特別会計計上事業》※全国防災事業債を適用した場合

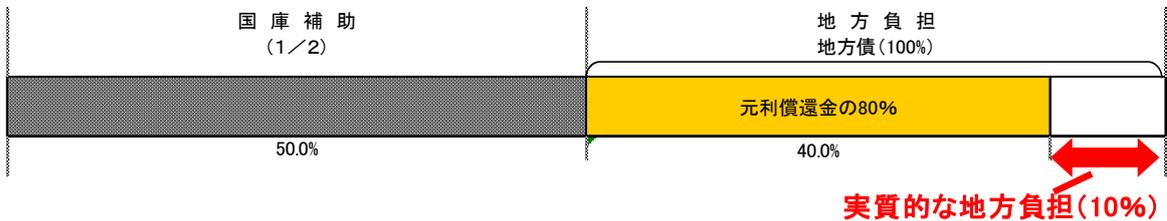
◆地震補強【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 2/3)



◆大規模改造(補強)※Is値0.3以上 (交付金算定割合 1/3)

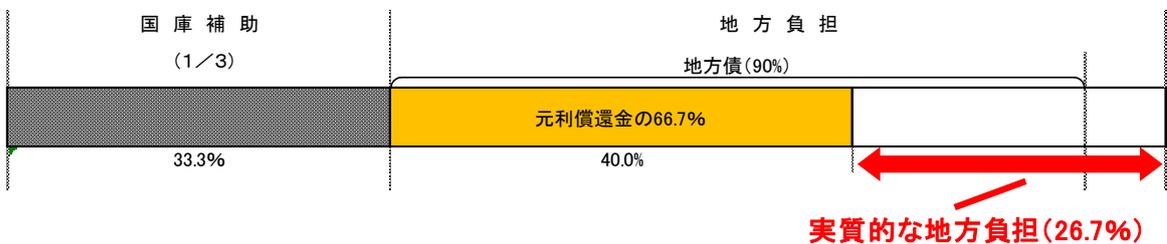


◆地震改築【地震特措法に係るもの(Is値0.3未満のもの)】(交付金算定割合 1/2)



《一般会計計上事業》※学校教育施設等整備事業債を活用した場合

◆改築【地震特措法等による補助率の嵩上げ対象外事業】(交付金算定割合 1/3)



25施施助第16号
平成25年8月7日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課長 奈良 哲

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課長 蝦名 喜之

(印影印刷)

公立学校施設の耐震化の推進について（通知）

このたび、文部科学省では、「公立学校施設の耐震改修状況調査」を公表しました。構造体の耐震化については、平成25年4月1日現在の耐震化率は、公立小中学校施設は88.9%、公立幼稚園施設は79.4%となり、また、公立小中学校施設の耐震化を完了した地方公共団体は全体の5割を超えました。一方で、いまだに耐震性が確保されていない建物は、公立小中学校施設が約1万3千棟、公立幼稚園施設が約1千棟存在するとともに、耐震化率が50%に満たないなど、耐震化の進捗が遅れている地方公共団体が一部見受けられる状況が明らかになりました。

また、非構造部材の耐震点検・耐震対策については、公立小中学校施設の耐震点検実施率は83.2%、耐震対策実施率は60.2%となり、構造体の耐震化と比較して対策が遅れている状況です。さらに、非構造部材のうち、屋内運動場等の吊り天井については、公立小中学校で約6,600棟に設置されていることが明らかになりました。

公立学校施設は、幼児児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っており、構造体の耐震化や非構造部材の耐震対策は早急に進められる必要があることから、極めて重要かつ緊急の課題です。

構造体の耐震化については、本年6月に閣議決定された第二期の「教育振興基本計画」においても、公立学校施設の耐震化については、「平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指すとしている公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針を踏まえ、耐震化を着実に推進する」と示したところです。

そのため、耐震化の進捗が遅れている設置者におかれましては、国の方針を御理解いただき、早期の耐震化完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。

また、非構造部材の耐震点検・耐震対策については、構造体の耐震化に比べ、対策が遅れている状況であるため、速やかに耐震点検・対策を実施していただきますよう、お願いいたします。特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策については、平成27年度までの対策の完了を目指す対象範囲を「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」(平成25年8月7日付25文科施第202号)において定めましたので、当該通知に沿って対策を講じるようよろしくお願いいたします。

文部科学省としては、構造体の耐震化と併せ、対象となる屋内運動場等の吊り天井等についても平成27年度までの速やかな対策の完了を目指しておりますので、貴域内の市区町村教育委員会に対しても改めて周知し、適切に御指導いただくようお願いいたします。

【参考】平成27年度までの対策の完了を目指す対象範囲

「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」より抜粋

- (1) 屋内運動場等(武道場、講堂及び屋内プールを含む。以下同じ。)の天井等の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。この際、地域の応急避難場所として活用される学校施設の特性を踏まえ、特定天井(建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。)に加え、以下の①、②のいずれかに該当する天井についても平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。
 - ① 高さが6mを超える天井
 - ② 水平投影面積が200㎡を超える天井
- (2) 屋内運動場等以外の施設において特定天井を有するものについては、目標年度は示さないものの、安全確保の観点から速やかに落下防止対策を講じられるようお願いいたします。
- (3) 屋内運動場等の照明器具やバスケットゴール等の落下防止対策は、吊り天井の有無に関わらず実施することとし、とりわけ、以下の①、②のいずれかに該当するものについては、平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。
 - ① 高さが6mを超える空間に設置されているもの
 - ② 床面積が200㎡を超える空間に設置されているもの

【本件に関する問合せ先】

《小・中・高・特》

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係

TEL：03-5253-4111（内線2463）

FAX：03-6734-3743

《幼》

初等中等教育局幼児教育課振興係

TEL：03-5253-4111（内線2374）

FAX：03-6734-3736